

別冊 資料編

練馬区国民保護計画

目 次

- 1 計画関連法令一覧
資料 1 - 1 計画関連法令一覧・・・(1)
- 2 地理的・社会的特徴
資料 2 - 1 地形・・・(16)
資料 2 - 2 区内主要道路・鉄道網・・・(17)
資料 2 - 3 昼間人口・・・(18)
資料 2 - 4 夜間人口・・・(19)
- 3 総則、組織運営事項
資料 3 - 1 練馬区国民保護対策本部および緊急対処事態対策本部条例・・・(20)
資料 3 - 2 練馬区国民保護協議会条例・・・(22)
資料 3 - 3 主な関係機関連絡先・・・(23)
- 4 避難
資料 4 - 1 緊急道路障害物除去路線・・・(24)
資料 4 - 2 区が分担する緊急道路障害物除去路線（土木出張所別）・・・(25)
- 5 救援・医療等
資料 5 - 1 避難所一覧（練馬エリア 33箇所）・・・(27)
資料 5 - 2 避難所一覧（光が丘エリア 33箇所）・・・(28)
資料 5 - 3 避難所一覧（石神井・大泉・関町エリア 37箇所）・・・(29)
資料 5 - 4 5000㎡以上のオープンスペースのある公共施設・・・(30)
資料 5 - 5 遺体安置所・・・(31)
資料 5 - 6 火葬場・・・(31)
- 6 安否情報の収集・提供
資料 6 - 1 安否様式第 1 号（第 1 条関係）・・・(32)
資料 6 - 2 安否様式第 2 号（第 1 条関係）・・・(33)
資料 6 - 3 安否様式第 3 号（第 2 条関係）・・・(34)
資料 6 - 4 安否様式第 4 号（第 3 条関係）・・・(35)
資料 6 - 5 安否様式第 5 号（第 4 条関係）・・・(36)
- 7 被災情報の収集・報告
資料 7 - 1 被災情報の報告様式・・・(37)

- 8 武力攻撃事態 4 類型
資料 8－1 武力攻撃事態 4 類型 . . . (38)

- 9 緊急対処事態 4 類型
資料 9－1 緊急対処事態 4 類型 . . . (40)

- 10 NBCを使用した攻撃
資料 10－1 NBCを使用した攻撃 . . . (41)

1 計画関連法令一覧

資料 1 - 1 計画関連法令一覧

練馬区国民保護計画体系					関連する国民保護法等の規定	その他主な関連法令等	
編	章	項	目	項目			
第1編 総論	第1章 練馬区の責務、計画変更等		1 区の責務および区国民保護計画の位置づけ	(1) 区の責務	国民保護法第3条第2項・第4項(国、地方公共団体等の責務)		
				(2) 区国民保護計画に定める事項	国民保護法第35条第2項(市町村の国民の保護に関する計画)		
		2 計画の見直し、変更手続き	(1) 区国民保護計画の見直し				
			(2) 区国民保護計画の変更手続き	国民保護法第35条(市町村の国民の保護に関する計画) 国民保護法第39条第3項(市町村協議会の設置及び所掌事務) 【※参照】 国民保護法施行令第5条(国民の保護に関する計画等の軽微な変更)			
	第2章 区国民保護計画の基本		1 区国民保護計画の基本的考え方	(1) 本計画の目的			
				(2) 本計画の位置づけ等			
				(3) 東京都国民保護計画との整合性の確保			
				(4) 関係機関等との連携に配慮			
				(5) 住宅都市として性格を考慮			
				(6) 災害対策のしくみを活用			
				2 区国民保護計画の体系			
	3 区が国民保護措置を実施するにあたり特に配慮すべき事項						
	第3章 関係機関の事務または業務の大綱等			○区の事務 1 国民保護計画の作成	国民保護法第35条(市町村の国民の保護に関する計画) 【※参照】 国民保護法施行令第5条(国民の保護に関する計画等の軽微な変更)		
				○区の事務 2 国民保護協議会の設置、運営	国民保護法第39条(市町村協議会の設置及び所掌事務) 国民保護法第40条(市町村協議会の組織) 【※参照】 国民保護法施行令第5条(国民の保護に関する計画等の軽微な変更)	練馬区国民保護協議会条例	
				○区の事務 3 国民保護対策本部および緊急対処事態対策本部の設置、運営	国民保護法第27条第1項・第3項(都道府県対策本部及び市町村対策本部の設置及び所掌事務) 国民保護法第28条(都道府県対策本部及び市町村対策本部の組織) 国民保護法第183条(準用) 【※参照】 国民保護法第29条(都道府県対策本部長及び市町村対策本部長の権限) 国民保護法第30条(都道府県対策本部及び市町村対策本部の廃止) 国民保護法第31条(条例への委任)	練馬区国民保護対策本部および緊急対処事態対策本部条例	
				○区の事務 4 組織・体制の整備、訓練	国民保護法第41条(組織の整備) 国民保護法第42条第1項・第3項(訓練)	災害対策基本法第48条第1項(防災訓練義務)	
				○区の事務 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整、その他住民の避難に関する措置の実施	国民保護法第16条第1項第1号(市町村の実施する国民の保護のための措置)		
				○区の事務 6 救援の実施、安否情報の収集および提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施	国民保護法第16条第1項第2号(市町村の実施する国民の保護のための措置)		
				○区の事務 7 退避の指示、警戒区域の設定、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施	国民保護法第16条第1項第3号(市町村の実施する国民の保護のための措置)		
				○区の事務 8 生活基盤等の確保、その他の国民生活の安定に関する措置の実施	国民保護法第16条第1項第4号(市町村の実施する国民の保護のための措置)		
○区の事務 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施				国民保護法第16条第1項第5号(市町村の実施する国民の保護のための措置)			

練馬区国民保護計画体系					関連する国民保護法等の規定	その他主な関連法令等
編	章	項	目	項目		
第1編 総論 (続き)	第4章 区の地理的、社会的特徴		1 区の位置・面積			
			2 地形・地質			
			3 気候			
			4 人口分布			
			5 道路の位置等			
			6 鉄道の位置等			
			7 自衛隊施設等			
			8 消防			
			9 その他土地利用等			
	第5章 区国民保護計画が対象とする事態	1	武力攻撃事態	国民保護法第2条第1項(定義) 【※参照】 国民保護法第10条(国の実施する国民の保護のための措置) 国民保護法第32条(基本指針) 国民の保護に関する基本指針第2章第1節(武力攻撃事態の種類)	事態対処法第2条第2号(定義)	
2		緊急対処事態	国民保護法第172条第1項(国、地方公共団体等の責務) 国民保護法第103条第1項(危険物質等に係る武力攻撃災害の発生の防止) 国民保護法施行令第28条(危険物質等) 【※参照】 国民保護法第10条(国の実施する国民の保護のための措置) 国民保護法第32条(基本指針) 国民の保護に関する基本指針第2章第1節(武力攻撃事態の種類)	事態対処法第25条第1項(緊急対処事態対処方針) 消防法第2条第7項(危険物)、第9条の4(指定数量以上のもの) 毒物及び劇物取締法第2条第1項(毒物)・第2項(劇物)、第3条第3項(毒物劇物営業者)、第3条の2第1項(特定毒物研究者) 火薬類取締法第2条第1項(火薬類) 高圧ガス保安法第2条(高圧ガス)、第3条第1項(適用除外) 原子力基本法第3条第2号(核燃料物質) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条第1項(原子力事業者等) 原子力基本法第3条第3号(核原料物質) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第57条の8第1項第3号 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令第44条(使用の届出を要しない核原料物質の放射能濃度等の限度) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第2条第2項(放射性同位元素)、第32条(許可届出使用者等) 薬事法第44条第1項(毒薬)・第2項(劇薬)、第46条第1項(薬局開設者等) 電気事業法第38条第3項(事業用電気工作物) 高圧ガス保安法第2条(高圧ガス) 細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の実施に関する法律第2条第1項(生物剤)・第2項(毒素) 化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第2条第1項(毒性物質)、第7条第1項(許可製造者)、第12条(許可使用者)、第15条第1項第2号(承認輸入者)、第18条第2項(廃棄義務者)、第24条第1項~第3項(届出をした者)、第26条(準用)、第27条(準用)、第28条(届出をした者)		
3		NBCを使用した攻撃	国民の保護に関する基本指針第2章第2節(NBC攻撃の場合の対応)			

練馬区国民保護計画体系					関連する国民保護法等の規定	その他主な関連法令等	
編	章	項	目	項目			
第2編 平素からの備え	第1章 組織・体制の整備等	第1 区における組織・体制の整備	1 区の各部室における平素の業務		国民保護法第41条（組織の整備）		
			2 区職員の参集基準等	(1) 職員の迅速な参集体制の整備			
				(2) 24時間即応体制の確保			
				(3) 区の体制および職員の参集基準等			
				(4) 幹部職員等への連絡手段の確保			
				(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応			
				(6) 本部の代替機能の確保			
				(7) 職員の所掌事務			
				(8) 交代要員等の確保			
			3 消防や警察の初動体制の把握等	(1) 東京消防庁（消防署）、警視庁（警察署）の初動体制の把握	国民保護法第3条第2項・第4項（国、地方公共団体等の責務）		
				(2) 消防団の充実・活性化の推進等			
			4 国民の権利利益の救済に係る手続き等	【国民の権利利益の救済に係る手続き項目一覧】 ・損失補償（法第159条第1項） 特定物資の取用に関する事（法第81条第2項に定める都知事の権限が区長に委任された場合）	【国民の権利利益の救済に係る手続き項目一覧】 ・損失補償（法第159条第1項） 特定物資の取用に関する事（法第81条第2項に定める都知事の権限が区長に委任された場合）	国民保護法第159条第1項（損失補償等） 【※参照】 国民保護法第76条（市町村長による救援の実施等） 国民保護法第81条第2項（物資の売渡しの要請等） 国民保護法施行令第11条（市町村長による救援の実施に関する事務の実施） 国民保護法施行令第40条（損失補償の申請手続）	災害対策基本法第64条第7項・第8項（応急公用負担等）、第76条の3第2項～第4項 災害救助法第24条～第27条、第30条第1項 災害救助法施行令第10条、第11条、第12条、第23条
					【国民の権利利益の救済に係る手続き項目一覧】 ・損失補償（法第159条第1項） 特定物資の保管命令に関する事（法第81条第3項に定める都知事の権限が区長に委任された場合）	国民保護法第159条第1項（損失補償等） 【※参照】 国民保護法第76条（市町村長による救援の実施等） 国民保護法第81条第3項（物資の売渡しの要請等） 国民保護法施行令第11条（市町村長による救援の実施に関する事務の実施） 国民保護法施行令第40条（損失補償の申請手続）	
【国民の権利利益の救済に係る手続き項目一覧】 ・損失補償（法第159条第1項） 土地等の使用に関する事（法第82条に定める都知事の権限が区長に委任された場合）	国民保護法第159条第1項（損失補償等） 【※参照】 国民保護法第76条（市町村長による救援の実施等） 国民保護法第82条（土地等の使用） 国民保護法施行令第11条（市町村長による救援の実施に関する事務の実施） 国民保護法施行令第40条（損失補償の申請手続）						
【国民の権利利益の救済に係る手続き項目一覧】 ・損失補償（法第159条第1項） 応急公用負担に関する事（法第113条第1項・第5項）	国民保護法第159条第1項（損失補償等） 国民保護法第113条第1項・第5項（応急公用負担等） 【※参照】 国民保護法施行令第33条第1項（応急公用負担の手続等） 国民保護法施行令第40条（損失補償の申請手続）	災害対策基本法第63条第2項（市町村長の警戒区域設定権等）、第64条第1項・第3項・第4項・第7項～第10項（応急公用負担等）、第76条の3第2項～第4項 災害対策基本法施行令第23条（政令で定める管区海上保安本部の事務所）、第24条（応急公用負担の手続）、第25条（工作物等を保管した場合の公示事項）、第26条（工作物等を保管した場合の公示の方法）、第27条（保管した工作物等を売却する場合の手続）					
【国民の権利利益の救済に係る手続き項目一覧】 ・損害補償（法第160条） 国民への協力要請によるもの（法第70条第1項・第3項、第80条第1項、第115条第1項、第123条第1項）	国民保護法第160条（損害補償） 国民保護法第70条第1項・第3項（避難住民の誘導への協力） 国民保護法第80条第1項（救援への協力） 国民保護法第115条第1項（消火、負傷者の搬送、被災者の救助等への協力） 国民保護法第123条第1項（保健衛生の確保への協力） 【※参照】 国民保護法第76条（市町村長による救援の実施等） 国民保護法施行令第11条（市町村長による救援の実施に関する事務の実施） 国民保護法施行令第43条（損害補償の額） 国民保護法施行令第44条（損害補償の申請手続）	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令 消防法第25条第1項・第2項（消防作業に従事した者）、第29条第5項（消防作業に従事した者）、第30条の2（準用）、第35条の7第1項（救急業務に協力した者）、第36条（準用） 水防法第24条（水防に従事した者） 災害救助法第24条～第27条、第30条第1項 災害救助法施行令第10条、第11条、第12条、第23条 災害救助法施行令中「扶助金に係る規定の例」					
【国民の権利利益の救済に係る手続き項目一覧】 ・不服申立てに関する事（法第6条、第175条）	国民保護法第6条（国民の権利利益の迅速な救済） 国民保護法第175条（国民の権利利益の迅速な救済）						
【国民の権利利益の救済に係る手続き項目一覧】 ・訴訟に関する事（法第6条、第175条）							

練馬区国民保護計画体系					関連する国民保護法等の規定	その他主な関連法令等		
編	章	項	目	項目				
第2編 平素からの備え(続き)	第1章 組織・体制の整備等(続き)	第2 関係機関との連携体制の整備	1 基本的考え方	(1) 防災のための連携体制の活用	国民保護法第3条第2項・第4項(国、地方公共団体等の責務)			
				(2) 関係機関の計画との整合性の確保	国民保護法第3条第2項・第4項(国、地方公共団体等の責務) 国民保護法第35条第3項(市町村の国民の保護に関する計画)			
				(3) 関係機関相互の意思疎通	国民保護法第3条第2項・第4項(国、地方公共団体等の責務)			
				(4) 防衛行動と住民避難との錯綜防止				
			2 都との連携	(1) 都の連絡先の把握等				
				(2) 都との情報共有				
				(3) 区国民保護計画の都への協議	国民保護法第3条第2項・第4項(国、地方公共団体等の責務) 国民保護法第35条第5項(市町村の国民の保護に関する計画)			
				(4) 区と都の役割分担	国民保護法第3条第2項・第4項(国、地方公共団体等の責務)			
				(5) 警察との連携				
				(6) 消防との連携				
			3 近接区市町との連携	(1) 近接区市町との連携				
				(2) 事務の一部委託のための準備	国民保護法第3条第2項・第4項(国、地方公共団体等の責務) 国民保護法第19条(事務の委託の手続の特例) 【※参照】 国民保護法施行令第4条(市町村等の事務の委託の手続)	災害対策基本法第69条(災害時における事務の委託の手続の特例) 災害対策基本法施行令第28条(災害時における市町村等の事務の委託の手続) 地方自治法第252条の14(事務の委託)、第252条の15(事務の委託の規約)		
			4 指定公共機関等との連携	(1) 指定公共機関等の連絡先の把握	国民保護法第3条第2項・第4項(国、地方公共団体等の責務)			
				(2) 医療機関との連携	国民保護法第3条第2項・第4項(国、地方公共団体等の責務) 【※参照】 国民保護法第136条(医療の確保)			
				(3) 関係機関との協定の締結等	国民保護法第3条第2項・第4項(国、地方公共団体等の責務)			
			5 区民防災組織等に対する支援	(1) 区民防災組織等に対する支援	国民保護法第4条第3項(国民の協力等)	災害対策基本法第5条第2項(市町村の責務)		
				(2) 区民防災組織以外のボランティア団体等に対する支援				
				(3) 事業所に対する支援	国民保護法第3条第2項・第4項(国、地方公共団体等の責務)			
			第3 通信の確保		(1) 通信連絡体制			
					(2) 災害時優先電話の指定	国民保護法第156条(電気通信設備の優先利用等)	有線電気通信法第3条第4項第3号(有線電気通信設備の届出) 有線電気通信法施行令第1条	
					(3) 無線通信連絡体制	国民保護法第3条第2項・第4項(国、地方公共団体等の責務)		
			第4 情報収集・提供等の体制整備	1 基本的考え方	(1) 情報収集・提供のための体制の整備	国民保護法第3条第2項・第4項(国、地方公共団体等の責務) 【※参照】		
					(2) 体制の整備に当たっての留意事項	国民保護法第8条(国民に対する情報の提供)		
					(3) 情報の共有			
					2 警報等の伝達に必要な準備	(1) 警報の伝達体制の整備	国民保護法第3条第2項・第4項(国、地方公共団体等の責務) 【※参照】	
						(2) 防災行政無線の整備	国民保護法第47条(市町村長による警報の伝達等)	
						(3) 警察との連携	国民保護法第3条第2項・第4項(国、地方公共団体等の責務) 【※参照】	
			(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知	国民保護法第47条(市町村長による警報の伝達等)				
(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備								
(6) 民間事業者の協力								

練馬区国民保護計画体系					関連する国民保護法等の規定	その他主な関連法令等	
編	章	項	目	項目			
第2編 平素からの備え(続き)	第1章 組織・体制の整備等(続き)	第4 情報収集・提供等の体制整備(続き)	3 安否情報の収集、整理および提供に必要な準備	(1) 安否情報収集のための体制整備	国民保護法第3条第2項・第4項(国、地方公共団体等の責務) 【※参照】 国民保護法第94条第1項・第3項(市町村長及び都道府県知事による安否情報の収集)		
				(2) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握	国民保護法第95条(総務大臣及び地方公共団体の長による安否情報の提供) 国民保護法第96条(外国人に関する安否情報) 国民保護法施行令第23条(避難住民に関する安否情報の収集及び整理) 国民保護法施行令第24条(武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した住民に関する安否情報の収集及び整理) 国民保護法施行令第25条(安否情報の収集及び報告の方法) 国民保護法施行令第26条(安否情報の提供)		
				(3) 住民等への周知	国民保護法第3条第2項・第4項(国、地方公共団体等の責務) 【※参照】 国民保護法第126条第1項(被災情報の収集) 国民保護法第127条第1項(被災情報の報告)		
			4 被災情報の収集・報告に必要な準備	(1) 情報の収集と伝達	国民保護法第3条第2項・第4項(国、地方公共団体等の責務) 【※参照】 国民保護法第126条第1項(被災情報の収集) 国民保護法第127条第1項(被災情報の報告)		
				(2) 避難所での情報連絡	国民保護法第3条第2項・第4項(国、地方公共団体等の責務) 国民保護法第41条(組織の整備) 国民保護法第42条第1項・第3項(訓練)		
				(3) 担当者の育成	国民保護法第3条第2項・第4項(国、地方公共団体等の責務) 国民保護法第41条(組織の整備) 国民保護法第42条第1項・第3項(訓練)		
		第5 特殊標章等の交付または使用許可に係る体制の整備	(1) 特殊標章等	【※参照】 国民保護法第158条第2項(特殊標章等の交付等)	1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書I)第66条3(識別)		
			(2) 交付要綱の作成				
			(3) 特殊標章等の作成・管理				
		第6 研修および訓練	1 研修	(1) 研修機関における研修の活用	国民保護法第3条第2項・第4項(国、地方公共団体等の責務)		
				(2) 職員等の研修機会の確保			
				(3) 外部有識者等による研修			
	2 訓練		(1) 区における訓練の実施	国民保護法第42条第1項・第3項(訓練)	災害対策基本法第48条第1項(防災訓練義務)		
			(2) 訓練の形態および項目				
			(3) 訓練に当たっての留意事項	国民保護法第9条(留意事項) 国民保護法第42条第1項・第3項(訓練)			
	第2章 避難、救援および武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	1 避難に関する基本的事項	(1) 基礎的資料の収集	(1) 基礎的資料の収集	国民保護法第3条第2項・第4項(国、地方公共団体等の責務)		
				(2) 近隣区市との連携の確保			
				(3) 要介護者等の災害要援護者への配慮	国民保護法第9条(留意事項)		
				(4) 民間事業者の協力	国民保護法第3条第2項・第4項(国、地方公共団体等の責務)		
				(5) 学校や事業所との連携			
				(6) 大規模集客施設との連携			
			2 避難実施要領のパターンの作成		国民保護法第61条(避難実施要領) 【※参照】 国民保護法施行令第7条(政令で定める管区海上保安本部の事務所) 国民保護法施行令第8条第1項(政令で定める自衛隊の部隊等の長)		
			3 救援に関する基本的事項	(1) 都との調整	国民保護法第3条第2項・第4項(国、地方公共団体等の責務)		
(2) 基礎的資料の準備等							
(3) 救援センター運営の準備							
4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等			(1) 運送事業者の輸送力および輸送施設に関する情報の把握	国民保護法第3条第2項・第4項(国、地方公共団体等の責務) 【※参照】 国民保護法第71条(避難住民の運送の求め) 国民保護法第79条(緊急物資の運送)			
		(2) 運送経路の把握等					
		(3) 緊急物資等の運送体制の把握・整備					

練馬区国民保護計画体系					関連する国民保護法等の規定	その他主な関連法令等			
編	章	項	目	項目					
第2編 平素からの備え(続き)	第2章 避難、救援および武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え(続き)		5 避難施設の指定への協力		国民保護法第3条第2項・第4項(国、地方公共団体等の責務) 【※参照】 国民保護法第148条(避難施設の指定) 国民保護法施行令第35条(避難施設の基準)				
			6 生活関連等施設の把握等	(1) 生活関連等施設の把握等	国民保護法第3条第2項・第4項(国、地方公共団体等の責務) 【※参照】 国民保護法第102条第1項(生活関連等施設の安全確保) 国民保護法施行令第27条(生活関連等施設)	電気事業法第2条第1項第10号(電気事業者)・第12号(卸供給事業者) ガス事業法第2条第3項(簡易ガス事業)・第13項(ガス工作物) 水道法第3条第2項(水道事業)・第4項(水道用水供給事業) 鉄道事業法第8条第1項(鉄道施設)			
				(2) 区が管理する公共施設等における警戒	国民保護法第3条第2項・第4項(国、地方公共団体等の責務) 国民保護法第102条第3項(生活関連等施設の安全確保) 【※参照】 国民保護法第102条第1項(生活関連等施設の安全確保) 国民保護法施行令第27条(生活関連等施設)				
			第3章 物資および資材の備蓄、整備			1 区における備蓄	(1) 防災のための備蓄の活用	国民保護法第146条(災害対策基本法の規定による備蓄との関係)	災害対策基本法第49条(防災に必要な物資及び資材の備蓄等の義務)
							(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資および資材	国民保護法第3条第2項・第4項(国、地方公共団体等の責務) 【※参照】 国民保護法第142条(避難及び救援に必要な物資及び資材の備蓄等) 国民保護法第145条(国民の保護のための措置に必要な物資及び資材の備蓄等)	
							(3) 都および他の区との連携	国民保護法第147条(備蓄物資等の供給に関する相互協力)	
2 区が管理する施設および設備の整備および点検等	(1) 施設および設備の整備および点検	国民保護法第142条(避難及び救援に必要な物資及び資材の備蓄等) 国民保護法第145条(国民の保護のための措置に必要な物資及び資材の備蓄等)							
	(2) 復旧のための各種資料等の整備等	国民保護法第3条第2項・第4項(国、地方公共団体等の責務) 【※参照】 国民保護法第141条(武力攻撃災害の復旧)							
第4章 国民保護に関する啓発			1 国民保護を含む災害に関する啓発	(1) 啓発の方法	国民保護法第3条第2項・第4項(国、地方公共団体等の責務) 【※参照】 国民保護法第43条(啓発)				
				(2) 防災に関する啓発との連携	国民保護法第3条第2項・第4項(国、地方公共団体等の責務) 【※参照】 国民保護法第4条第3項(国民の協力等) 国民保護法第43条(啓発)	災害対策基本法第5条第2項(市町村の責務)			
				(3) 緊急時における事業者の協力	国民保護法第3条第2項・第4項(国、地方公共団体等の責務) 【※参照】 国民保護法第43条(啓発)				
				(4) 学校における教育					
			2 住民がとるべき行動等に関する啓発	国民保護法第3条第2項・第4項(国、地方公共団体等の責務) 【※参照】 国民保護法第43条(啓発) 国民保護法第98条(発見者の通報義務等)					
			3 赤十字標章等および特殊標章等に関する普及・啓発	国民保護法第3条第2項・第4項(国、地方公共団体等の責務) 【※参照】 国民保護法第43条(啓発) 国民保護法第157条(赤十字標章等の交付等) 国民保護法第158条(特殊標章等の交付等)	赤十字の標章及び名称等の使用の制限に関する法律第1条、第3条				

練馬区国民保護計画体系					関連する国民保護法等の規定	その他主な関連法令等
編	章	項	目	項目		
第3編 武力攻撃事態等への対処	第1章 初動連絡体制の迅速な確立および初動措置	1	事態認定前における危機管理対策本部等の設置および初動措置	(1) 危機管理対策本部等の設置	国民保護法第3条第2項・第4項(国、地方公共団体等の責務) 【※参照】 国民保護法第41条(組織の整備)	練馬区危機管理指針
				(2) 初動措置の確保	国民保護法第3条第2項・第4項(国、地方公共団体等の責務)	
				(3) 関係機関への支援の要請	国民保護法第3条第2項・第4項(国、地方公共団体等の責務) 【※参照】 国民保護法第12条第1項(他の都道府県知事等に対する応援の要求) 国民保護法第16条第4項(市町村の実施する国民の保護のための措置) 国民保護法第17条(他の市町村長等に対する応援の要請) 国民保護法第18条(都道府県知事等に対する応援の要請)	
	(4) 対策本部への移行に要する調整			国民保護法第3条第2項・第4項(国、地方公共団体等の責務) 【※参照】 国民保護法第25条第2項(都道府県対策本部及び市町村対策本部を設置すべき地方公共団体の指定) 国民保護法第27条第1項・第3項(都道府県対策本部及び市町村対策本部の設置及び所掌事務) 国民保護法第28条第1項・第4項・第5項(都道府県対策本部及び市町村対策本部の組織)		
			2	武力攻撃などの兆候に関する連絡があった場合の対応	国民保護法第29条第11項(都道府県対策本部長及び市町村対策本部長の権限)	
			3	区国民保護対策本部の設置指定の要請	国民保護法第26条第2項(指定の要請)	
	第2章 練馬区国民保護対策本部の設置等	1	区対策本部の設置	(1) 区対策本部の設置の手順	国民保護法第27条第1項(都道府県対策本部及び市町村対策本部の設置及び所掌事務) 国民保護法第31条(条例への委任) 【※参照】 国民保護法第25条第2項(都道府県対策本部及び市町村対策本部を設置すべき地方公共団体の指定)	練馬区国民保護対策本部および緊急対処事態対策本部条例
				(2) 区対策本部の運営	国民保護法第28条第1項・第4項～第6項(都道府県対策本部及び市町村対策本部の組織) 国民保護法第31条(条例への委任)	
				(3) 区対策本部長の権限	国民保護法第29条第2項・第5項・第7項～第10項(都道府県対策本部長及び市町村対策本部長の権限) 国民保護法第31条(条例への委任) 【※参照】 国民保護法第29条第4項(都道府県対策本部長及び市町村対策本部長の権限)	
				(4) 本部長室の運営と所掌事務	国民保護法第27条第3項(都道府県対策本部及び市町村対策本部の設置及び所掌事務) 国民保護法第31条(条例への委任)	
(5) 区対策本部の組織構成および業務内容				国民保護法第31条(条例への委任) 【※参照】		
(6) 各部の専管事項				国民保護法第41条(組織の整備)		
(7) 区市町村対策本部における広報等				国民保護法第8条(国民に対する情報の提供) 国民保護法第31条(条例への委任)		
(8) 区市町村現地対策本部の設置				国民保護法第28条第8項(都道府県対策本部及び市町村対策本部の組織) 国民保護法第31条(条例への委任)		
(9) 現地連絡調整所の設置				国民保護法第3条第2項・第4項(国、地方公共団体等の責務)		
(10) 区対策本部の廃止				国民保護法第30条(都道府県対策本部及び市町村対策本部の廃止) 国民保護法第31条(条例への委任) 【※参照】 国民保護法第25条第2項・第4項(都道府県対策本部及び市町村対策本部を設置すべき地方公共団体の指定)	練馬区国民保護対策本部および緊急対処事態対策本部条例	
2	通信の確保	(1) 情報通信手段の確保	国民保護法第3条第2項・第4項(国、地方公共団体等の責務) 【※参照】	有線電気通信法第3条第4項第3号(有線電気通信設備の届出) 有線電気通信法施行令第1条		
		(2) 情報通信手段の機能確認	国民保護法第135条第2項(運送、通信及び郵便等の確保) 国民保護法第156条(電気通信設備の優先利用等)			
		(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策				
3	特殊標章等の交付および管理	国民保護法第158条第2項(特殊標章等の交付等)				

練馬区国民保護計画体系					関連する国民保護法等の規定	その他主な関連法令等
編	章	項	目	項目		
第3編 武力攻撃事態等への対処 (続き)	第3章 関係機関相互の連携		1 国・都の対策本部との連携	(1) 国・都の対策本部との連携	国民保護法第3条第2項・第4項(国、地方公共団体等の責務)	
				(2) 国・都の現地対策本部との連携		
			2 都知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	(1) 都知事等への措置要請	国民保護法第16条第4項(市町村の実施する国民の保護のための措置)	
				(2) 都知事に対する指定行政機関の長または指定地方行政機関の長への措置要請	国民保護法第16条第5項(市町村の実施する国民の保護のための措置) 【※参照】 国民保護法第11条第4項(都道府県の実施する国民の保護のための措置)	
				(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請	国民保護法第21条第3項(指定公共機関及び指定地方公共機関の実施する国民の保護のための措置)	
			3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等		国民保護法第20条(自衛隊の部隊等の派遣の要請の求め等)	
			4 他の区市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	(1) 他の区市町村長等への応援の要求	国民保護法第17条(他の市町村長等に対する応援の要求)	
				(2) 都への応援の要求	国民保護法第18条(都道府県知事等に対する応援の要求) 【※参照】 国民保護法第12条第1項(他の都道府県知事等に対する応援の要求)	
				(3) 事務の一部の委託	国民保護法第19条(事務の委託の特例) 【※参照】 国民保護法施行令第4条(市町村等の事務の委託の手続)	
			5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請		国民保護法第151条(職員の派遣の要請) 国民保護法第152条(職員の派遣のあつせん) 【※参照】 国民保護法第153条(職員の派遣義務) 国民保護法施行令第37条(職員の派遣の要請及び職員の派遣のあつせんの求めの手続)	災害対策基本法第29条第1項・第2項(職員の派遣の要請)、第30条第1項・第2項(職員の派遣のあつせん) 災害対策基本法施行令第15条(職員の派遣の要請手続)、第16条(職員の派遣のあつせんの要求手続) 独立行政法人通則法第2条第2項(特定独立行政法人) 地方自治法第252条の17第1項(職員の派遣)、 地方独立行政法人法第2条第2項(特定地方独立行政法人)、第91条第1項(職員の派遣)
			6 区への行う応援等	(1) 他の区に対して行う応援等	国民保護法第17条(他の市町村長等に対する応援の要求) 国民保護法第19条(事務の委託の特例) 【※参照】 国民保護法施行令第4条(市町村等の事務の委託の手続)	災害対策基本法第69条(災害時における事務の委託の特例) 災害対策基本法施行令第28条(災害時における市町村等の事務の委託の手続) 地方自治法第252条の14(事務の委託)、第252条の15(事務の委託の規約)
				(2) 指定公共機関または指定地方公共機関に対して行う応援等	国民保護法第21条第2項(指定公共機関及び指定地方公共機関の実施する国民の保護のための措置)	
			7 区民防災組織等に対する支援等	(1) 区民防災組織等に対する支援	国民保護法第4条第3項(国民の協力等)	災害対策基本法第5条第2項(自主防災組織)
				(2) ボランティア活動への支援等		
(3) 民間からの救援物資の受入れ	国民保護法第3条第2項・第4項(国、地方公共団体等の責務)					
8 住民への協力要請		国民保護法第4条(国民の協力等) 国民保護法第70条(避難住民の誘導への協力) 国民保護法第80条(救援への協力) 国民保護法第115条(消火、負傷者の搬送、被災者の救助等への協力) 国民保護法第123条(保健衛生の確保への協力) 【※参照】 国民保護法第76条(市町村長による救援の実施等) 国民保護法施行令第11条(市町村長による救援の実施に関する事務の実施)	災害救助法第24条～第27条、第30条第1項 災害救助法施行令第10条～第12条、第23条			

練馬区国民保護計画体系					関連する国民保護法等の規定	その他主な関連法令等
編	章	項	目	項目		
第3編 武力攻撃事態等への対処 (続き)	第4章 国民の権利・利益の救済に係る手続き			(1) 国民の権利利益の迅速な救済	国民保護法第6条(国民の権利利益の迅速な救済) 国民保護法第175条(国民の権利利益の迅速な救済)	
				(1) 国民の権利利益の迅速な救済 【国民の権利利益の救済に係る手続き項目一覧】 再掲 ・損失補償(法第159条第1項) 特定物資の取用に関する事(法第81条第2項に定める都知事の権限が区長に委任された場合)	国民保護法第159条第1項(損失補償等) 【※参照】 国民保護法第76条(市町村長による救援の実施等) 国民保護法第81条第2項(物資の売渡しの要請等) 国民保護法施行令第11条(市町村長による救援の実施に関する事務の実施) 国民保護法施行令第40条(損失補償の申請手続)	災害対策基本法第64条第7項・第8項(応急公用負担等)、第76条の3第2項～第4項 災害救助法第24条～第27条、第30条第1項 災害救助法施行令第10条～第12条、第23条
				(1) 国民の権利利益の迅速な救済 【国民の権利利益の救済に係る手続き項目一覧】 再掲 ・損失補償(法第159条第1項) 特定物資の保管命令に関する事(法第81条第3項に定める都知事の権限が区長に委任された場合)	国民保護法第159条第1項(損失補償等) 【※参照】 国民保護法第76条(市町村長による救援の実施等) 国民保護法第81条第3項(物資の売渡しの要請等) 国民保護法施行令第11条(市町村長による救援の実施に関する事務の実施) 国民保護法施行令第40条(損失補償の申請手続)	
				(1) 国民の権利利益の迅速な救済 【国民の権利利益の救済に係る手続き項目一覧】 再掲 ・損失補償(法第159条第1項) 土地等の使用に関する事(法第82条に定める都知事の権限が区長に委任された場合)	国民保護法第159条第1項(損失補償等) 【※参照】 国民保護法第76条(市町村長による救援の実施等) 国民保護法第82条(土地等の使用) 国民保護法施行令第11条(市町村長による救援の実施に関する事務の実施) 国民保護法施行令第40条(損失補償の申請手続)	
				(1) 国民の権利利益の迅速な救済 【国民の権利利益の救済に係る手続き項目一覧】 再掲 ・損失補償(法第159条第1項) 応急公用負担に関する事(法第113条第1項・第5項)	国民保護法第159条第1項(損失補償等) 国民保護法第113条第1項・第5項(応急公用負担等) 【※参照】 国民保護法施行令第33条第1項(応急公用負担の手続等) 国民保護法施行令第40条(損失補償の申請手続)	災害対策基本法第63条第2項(市町村長の警戒区域設定権等)、第64条第1項・第3項・第4項・第7項～第10項(応急公用負担等)、第76条の3第2項～第4項 災害対策基本法施行令第23条(政令で定める管区海上保安本部の事務所)、第24条(応急公用負担の手続)、第25条(工作物等を保管した場合の公示事項)、第26条(工作物等を保管した場合の公示の方法)、第27条(保管した工作物等を売却する場合の手続)
				(1) 国民の権利利益の迅速な救済 【国民の権利利益の救済に係る手続き項目一覧】 再掲 ・損害補償(法第160条) 国民への協力要請によるもの(法第70条第1項・第3項、第80条第1項、第115条第1項、第123条第1項)	国民保護法第160条(損害補償) 国民保護法第70条第1項・第3項(避難住民の誘導への協力) 国民保護法第80条第1項(救援への協力) 国民保護法第115条第1項(消火、負傷者の搬送、被災者の救助等への協力) 国民保護法第123条第1項(保健衛生の確保への協力) 【※参照】 国民保護法第76条(市町村長による救援の実施等) 国民保護法施行令第11条(市町村長による救援の実施に関する事務の実施) 国民保護法施行令第43条(損害補償の額) 国民保護法施行令第44条(損害補償の申請手続)	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令 消防法第25条第1項・第2項(消防作業に従事した者)、第29条第5項(消防作業に従事した者)、第30条の2(準用)、第35条の7第1項(救急業務に協力した者)、第36条(準用) 水防法第24条(水防に従事した者) 災害救助法第24条～第27条、第30条第1項 災害救助法施行令第10条～第12条、第23条 災害救助法施行令中「扶助金に係る規定の例」
				(1) 国民の権利利益の迅速な救済 【国民の権利利益の救済に係る手続き項目一覧】 再掲 ・不服申立てに関する事(法第6条、第175条)	国民保護法第6条(国民の権利利益の迅速な救済) 国民保護法第175条(国民の権利利益の迅速な救済)	
				(1) 国民の権利利益の迅速な救済 【国民の権利利益の救済に係る手続き項目一覧】 再掲 ・訴訟に関する事(法第6条、第175条)		
				(2) 国民の権利利益に関する文書の保存	【※参照】 国民保護法第5条(基本的人権の尊重) 国民保護法第76条(市町村長による救援の実施等) 国民保護法第83条(公用令書の交付) 国民保護法施行令第11条(市町村長による救援の実施に関する事務の実施) 国民保護法施行令第13条(公用令書を交付すべき相手方) 国民保護法施行令第14条(公用令書を事後に交付することができる場合) 国民保護法施行令第15条(公用令書の事後交付の手続) 国民保護法施行令第16条(公用取消令書の交付) 国民保護法施行令第17条(公用令書等の様式)	災害対策基本法第81条第2項、第3項(公用令書の交付) 災害対策基本法施行令第34条(公用変更令書等) 災害救助法第24条～第27条、第30条第1項 災害救助法施行令第10条～第12条、第23条

練馬区国民保護計画体系					関連する国民保護法等の規定	その他主な関連法令等	
編	章	項	目	項目			
第3編 武力攻撃事態等への対処 (続き)	第5章 警報および避難の指示等	第1 警報の伝達等	1 警報の内容の伝達・通知	(1) 警報の内容の伝達等	国民保護法第47条(市町村長による警報の伝達等) 【※参照】国民保護法第46条(都道府県知事による警報の通知)		
				(2) 警報の内容の通知	国民保護法第47条(市町村長による警報の伝達等) 【※参照】国民保護法第50条(警報の放送)		
			2 警報の内容の伝達方法		国民保護法第47条(市町村長による警報の伝達等) 【※参照】国民保護法第9条(留意事項)国民保護法第51条(警報の解除)		
				3 緊急通報の伝達および通知		国民保護法第100条(関係機関への緊急通報の通知等) 【※参照】国民保護法第47条(市町村長による警報の伝達等)国民保護法第50条(警報の放送)国民保護法第99条(緊急通報の発令)国民保護法第101条(緊急通報の放送)	
			第2 避難住民の誘導等	1 避難の指示の伝達		国民保護法第54条第4項(避難の指示) 【※参照】国民保護法第47条第2項・第3項(市町村長による警報の伝達等)	
					2 避難実施要領の策定	(1) 避難実施要領の策定	国民保護法第61条第1項(避難実施要領)
				(2) 避難実施要領に記載する項目		国民保護法第61条第2項(避難実施要領)	
				(3) 避難実施要領の策定の際における考慮事項		国民保護法第61条第1項・第2項(避難実施要領)	
		(4) 国の対策本部長による利用指針の調整		国民保護法第3条第2項・第4項(国、地方公共団体等の責務)		武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律	
		(5) 避難実施要領の内容の伝達等		国民保護法第61条第3項・第4項(避難実施要領) 【※参照】国民保護法第47条第2項(市町村長による警報の伝達等)国民保護法施行令第7条(政令で定める管区海上保安本部の事務所)国民保護法施行令第8条第1項(政令で定める自衛隊の部隊等の長)			
		3 避難住民の誘導		(1) 区長による避難住民の誘導	国民保護法第62条第1項(市町村長による避難住民の誘導等)		
				(2) 東京消防庁との連携	国民保護法第62条第3項(市町村長による避難住民の誘導等)		
				(3) 避難誘導を行う関係機関との連携	国民保護法第63条第1項(警察官等による避難住民の誘導等) 【※参照】国民保護法第15条第1項・第2項(自衛隊の部隊等の派遣の要請)国民保護法施行令第8条第2項(政令で定める自衛隊の部隊等の長)	事態対処法第9条(対処基本方針)	
				(4) 区民防災組織等に対する協力の要請	国民保護法第4条(国民の協力等) 【※参照】国民保護法第70条(避難住民の誘導への協力)	災害対策基本法第5条第2項(市町村の責務)	
				(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供	国民保護法第62条第6項(市町村長による避難住民の誘導等)		
				(6) 要介護者等の災害要援護者への配慮	国民保護法第9条(留意事項)		
			(7) 残留者等への対応	国民保護法第62条第1項(市町村長による避難住民の誘導等)			
			(8) 一時集会所等の運営	国民保護法第3条第2項・第4項(国、地方公共団体等の責務)			
			(9) 一時集会所等における安全確保等				
			(10) 動物の保護等に関する配慮	国民の保護に関する基本指針第4章第1節4(8)(住民の安全の確保等)	動物の愛護及び管理に関する法律 東京都動物の愛護及び管理に関する条例		
(11) 通行禁止措置の周知	国民保護法第3条第2項・第4項(国、地方公共団体等の責務) 【※参照】国民保護法第155条(交通の規制等)国民保護法施行令第39条(国民の保護のための措置の実施時における交通の規制の手続等)	道路交通法第17条第4項・第5項(通行区分)、第39条第1項(緊急自動車の通行区分等)、第3章第9節(停車及び駐車)、第75条の8(停車及び駐車禁止) 道路交通法施行令第12条第3項(最高速度の特例)、第13条(緊急自動車)、第27条第2項(最高速度) 災害対策基本法第76条(災害時における交通の規制等)、第76条の2～第76条の4 災害対策基本法施行令第32条(災害時における交通の規制の手続等)～第33条の2(※第33条第4項除く。)					

練馬区国民保護計画体系					関連する国民保護法等の規定	その他主な関連法令等	
編	章	項	目	項目			
第3編 武力攻撃事態等への対処 (続き)	第5章 警報および避難の指示等 (続き)	第2 避難住民の誘導等 (続き)	3 避難住民の誘導 (続き)	(12) 都に対する要請等	国民保護法第16条第4項 (市町村の実施する国民の保護のための措置) 【※参照】 国民保護法第67条 (都道府県知事による避難住民の誘導に関する措置)		
				(13) 避難住民の運送の求め等	国民保護法第71条 (避難住民の運送の求め)		
				(14) 避難住民の復帰のための措置	国民保護法第69条 (避難住民の復帰のための措置) 【※参照】 国民保護法第55条第1項・第2項 (避難の指示の解除)、第62条 (市町村長による避難住民の誘導等)、第67条第1項～第4項 (都道府県知事による避難住民の誘導に関する措置)		
			4 想定される避難の形態と区による誘導	(1) 突発的かつ局地的な事態の場合	国民保護法第62条第1項 (市町村長による避難住民の誘導等) 【※参照】 国民保護法第61条 (避難実施要領)		
				(2) 突発的かつ広範囲な事態の場合	国民保護法第62条第1項 (市町村長による避難住民の誘導等) 【※参照】 国民保護法第61条 (避難実施要領) 国民保護法第67条 (都道府県知事による避難住民の誘導に関する措置)		
				(3) 時間的余裕がありかつ局地的な事態の場合	国民保護法第62条第1項 (市町村長による避難住民の誘導等) 【※参照】 国民保護法第61条 (避難実施要領)		
				(4) 時間的余裕がありかつ広範囲な事態の場合	国民保護法第62条第1項 (市町村長による避難住民の誘導等) 【※参照】 国民保護法第61条 (避難実施要領) 国民保護法第67条 (都道府県知事による避難住民の誘導に関する措置)		
			第6章 救援	1 救援の実施	(1) 救援の実施	国民保護法第76条 (市町村長による救援の実施等) 【※参照】	災害救助法第24条～第27条、第30条第1項 災害救助法施行令第10条～第12条、第23条
					(2) 救援の補助	国民保護法施行令第11条 (市町村長による救援の実施に関する事務の実施)	
				2 関係機関との連携	(1) 都への要請等	国民保護法第16条第4項 (市町村の実施する国民の保護のための措置)	
	(2) 他の区との連携						
	(3) 日本赤十字社との連携	【※参照】 国民保護法第77条 (日本赤十字社による措置)					
	(4) 緊急物資の運送の求め	国民保護法第79条 (緊急物資の運送) 【※参照】 国民保護法第71条 (避難住民の運送の求め) 国民保護法第72条 (避難住民の運送に係る総合調整のための通知) 国民保護法第73条 (避難住民の運送に係る内閣総理大臣等の是正措置)					
	3 救援の程度および方法の基準						
4 救援の内容	(1) 収容施設の供与	国民保護法第75条第1項第1号 (救援の実施)					
	(2) 食品・飲料水および生活必需品等の給与や貸与	国民保護法第75条第1項第2号・第3号 (救援の実施)					
	(3) 医療の提供および助産	国民保護法第75条第1項第4号 (救援の実施)					
	(4) 被災者の捜索および救出	国民保護法第75条第1項第5号 (救援の実施)					
	(5) 埋葬および火葬	国民保護法第75条第1項第6号 (救援の実施)					
	(6) 電話その他の通信設備の提供	国民保護法第75条第1項第7号 (救援の実施)					
	(7) 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理	国民保護法第75条第1項第8号 (救援の実施) 国民保護法施行令第9条第1号 (政令で定める救援)					
	(8) 学用品の給与	国民保護法第75条第1項第8号 (救援の実施) 国民保護法施行令第9条第2号 (政令で定める救援)					
	(9) 行方不明者の捜索および遺体の処理	国民保護法第75条第1項第8号 (救援の実施) 国民保護法施行令第9条第3号 (政令で定める救援)					
	(10) 武力攻撃災害によって住居またはその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	国民保護法第75条第1項第8号 (救援の実施) 国民保護法施行令第9条第4号 (政令で定める救援)					

練馬区国民保護計画体系					関連する国民保護法等の規定	その他主な関連法令等	
編	章	項	目	項目			
第3編 武力攻撃事態等への対処 (続き)	第7章 安否情報の収集・提供		1 安否情報の収集	(1) 安否情報の収集	国民保護法第94条第1項・第3項(市町村長及び都道府県知事による安否情報の収集)【※参照】国民保護法施行令第25条第1項(安否情報の収集及び報告の方法)		
				(2) 安否情報収集の協力要請			
				(3) 安否情報の整理			
			2 都に対する報告	国民保護法第94条第1項・第3項(市町村長及び都道府県知事による安否情報の収集)【※参照】国民保護法施行令第25条第2項(安否情報の収集及び報告の方法)			
		3 安否情報の照会に対する回答	(1) 安否情報の照会の受付	国民保護法第95条(総務大臣及び地方公共団体の長による安否情報の提供)【※参照】国民保護法施行令第26条(安否情報の提供)			
			(2) 安否情報の回答				
			(3) 個人の情報の保護への配慮				
		4 日本赤十字社に対する協力	国民保護法第96条(外国人に関する安否情報)【※参照】国民保護法第95条第2項(総務大臣及び地方公共団体の長による安否情報の提供)				
	第8章 武力攻撃災害への対処	第1 武力攻撃災害への対処	1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方	(1) 武力攻撃災害への対処	国民保護法第97条第2項(武力攻撃災害への対処)【※参照】国民保護法第97条第1項(武力攻撃災害への対処)		
				(2) 都知事への措置要請			国民保護法第97条第6項(武力攻撃災害への対処)【※参照】国民保護法第97条第4項(武力攻撃災害への対処)
				(3) 対処に当たる職員の安全の確保			国民保護法第22条(安全の確保)【※参照】国民保護法第107条第2項・第3項(放射性物質等による汚染の拡大の防止)国民保護法第110条(協力の要請に係る安全の確保)
			2 武力攻撃災害の兆候の通報	(1) 都知事への通知	国民保護法第98条(発見者の通報義務等)		
			第2 応急措置等	1 退避の指示	(1) 退避の指示		国民保護法第112条第1項・第2項(市町村長の退避の指示等)国民保護法第112条第3項・第4項・第6項～第9項(市町村長の退避の指示等)国民保護法第22条(安全の確保)【※参照】国民保護法第107条第2項・第3項(放射性物質等による汚染の拡大の防止)国民保護法第110条(協力の要請に係る安全の確保)国民保護法第158条第2項(特殊標章等の交付等)
(2) 退避の指示に伴う措置等							
(3) 安全の確保等							
2 警戒区域の設定		(1) 警戒区域の設定		国民保護法第114条第1項(警戒区域の設定)国民保護法第114条第1項～第4項(警戒区域の設定)国民保護法第22条(安全の確保)【※参照】国民保護法第107条第2項・第3項(放射性物質等による汚染の拡大の防止)国民保護法第110条(協力の要請に係る安全の確保)国民保護法第158条第2項(特殊標章等の交付等)			
		(2) 警戒区域の設定に伴う措置等					
		(3) 安全の確保					
3 応急公用負担等	(1) 区長の事前措置	国民保護法第111条(市町村長の事前措置等)					
	(2) 応急公用負担	国民保護法第113条第1項・第2項・第4項・第5項(応急公用負担等)【※参照】国民保護法施行令第33条第1項(応急公用負担の手続等)					

災害対策基本法第63条第2項(市町村長の警戒区域設定権等)、第64条第1項・第3項～第10項(応急公用負担等)災害対策基本法施行令第23条(政令で定める管区海上保安本部の事務所)、第24条(応急公用負担の手続)、第25条(工作物等を保管した場合の公示事項)、第26条(工作物等を保管した場合の公示の方法)、第27条(保管した工作物等を売却する場合の手続)行政代執行法第5条、第6条

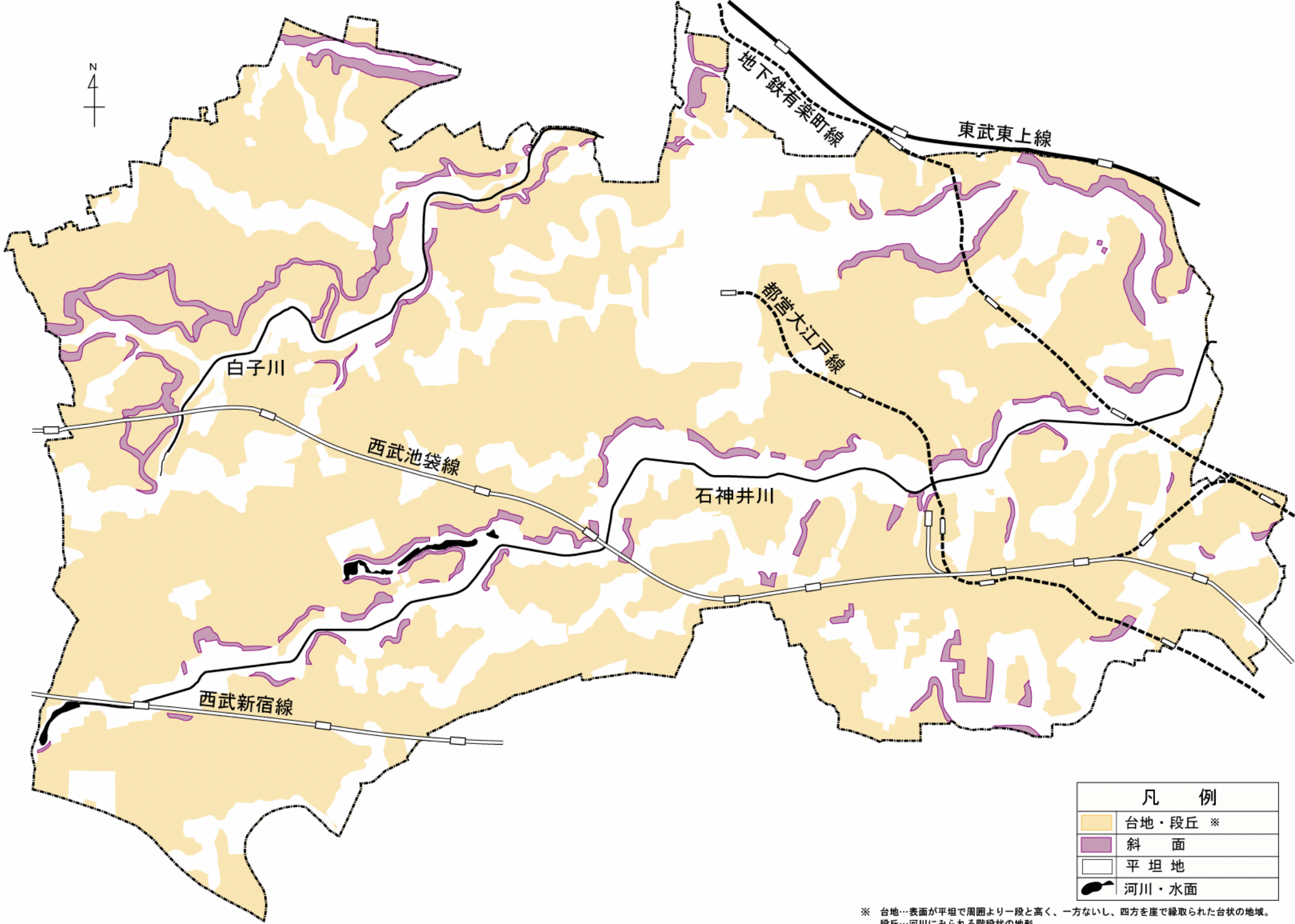
練馬区国民保護計画体系					関連する国民保護法等の規定	その他主な関連法令等	
編	章	項	目	項目			
第3編 武力攻撃事態等への対処 (続き)	第8章 武力攻撃災害への対処(続き)	第2 応急措置等 (続き)	4 消防に関する措置等	(1) 区が行う措置	国民保護法第3条第2項・第4項(国、地方公共団体等の責務)		
				(2) 東京消防庁の活動(参考)			
				(3) 医療機関との連携	国民保護法第3条第2項・第4項(国、地方公共団体等の責務) 【※参照】 国民保護法第136条(医療の確保)		
				(4) 安全の確保	国民保護法第22条(安全の確保) 【※参照】 国民保護法第120条(消防等に関する安全の確保)		
		第3 生活関連等施設における災害への対処等	1 生活関連等施設の安全確保		(1) 生活関連等施設の状況の把握	国民保護法第102条(生活関連等施設の安全確保) 国民保護法施行令第27条(生活関連等施設)	電気事業法第2条第1項第10号(電気事業者)・第12号(卸供給事業者) ガス事業法第2条第3項(簡易ガス事業)・第13項(ガス工作物) 水道法第3条第2項(水道事業)・第4項(水道用水供給事業) 鉄道事業法第8条第1項(鉄道施設)
					(2) 生活関連等施設以外の区が管理する施設		
		第3 生活関連等施設における災害への対処等 (続き)	2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止および防除		(1) 危険物質等に関する措置命令	国民保護法第103条第3項(危険物質等に係る武力攻撃災害の発生の防止) 【※参照】 国民保護法第103条第1項・第2項・第4項(危険物質等に係る武力攻撃災害の発生の防止) 国民保護法施行令第29条(危険物質等に係る武力攻撃災害を防止するため緊急に講ずべき措置)	
					第4 NBC攻撃による災害への対処等		(1) 応急措置の実施
		(2) 国の方針に基づく措置の実施	国民保護法第107条(放射性物質等による汚染の拡大の防止) 国民保護法第108条第1項				
		(3) 関係機関との連携	国威民保護法施行令第31条(放射性物質等による汚染の拡大を防止するための措置の手続)				
		(4) 汚染原因に応じた対応					
		(5) 区長の権限	国民保護法第107条第3項(放射性物質等による汚染の拡大の防止) 国民保護法第108条 【※参照】 国威民保護法施行令第31条(放射性物質等による汚染の拡大を防止するための措置の手続)				
		(6) 要員の安全の確保	国民保護法第22条(安全の確保) 【※参照】 国民保護法第110条(協力の要請に係る安全の確保)				
		第9章 被災情報の収集および報告				国民保護法第126条第1項(被災情報の収集) 国民保護法第127条第1項(被災情報の報告)	
		第10章 保健衛生の確保その他の措置	1 保健衛生の確保		(1) 保健衛生対策	国民保護法第123条(保健衛生の確保への協力)	
					(2) 防疫対策		
					(3) 食品衛生確保対策		
					(4) 飲料水衛生確保対策		
					(5) 栄養指導対策		
			2 廃棄物の処理		(1) 廃棄物処理の特例	国民保護法第124条第3項・第4項(廃棄物処理の特例)	廃棄物の処理及び清掃に関する法第7条第1項本文・第6項本文(一般廃棄物処理業)、第14条第1項本文・第6項本文(産業廃棄物処理業)、第14条の4第1項本文・第6項本文(特別管理産業廃棄物処理業)
(2) 廃棄物処理対策	国民保護法第16条第4項(市町村の実施する国民の保護のための措置)						
第11章 国民生活の安定に関する措置	1 生活関連物資等の価格安定			【※参照】 国民保護法第129条(生活関連物資等の価格の安定等)			
	2 避難住民等の生活安定等		(1) 被災児童生徒等に対する教育	国民保護法第139条(応急の復旧)			
			(2) 公的徴収金の減免等	国民保護法第162条第2項(被災者の公的徴収金の減免等)			
	3 生活基盤等の確保		国民保護法第16条第1項(市町村の実施する国民の保護のための措置) 【※参照】 国民保護法第137条(公共施設の適切な管理)	道路法第2条第1項(道路)			

練馬区国民保護計画体系					関連する国民保護法等の規定	その他主な関連法令等	
編	章	項	目	項目			
第4編 復旧等	第1章 応急の復旧		1 基本的考え方	(1) 区が管理する施設および設備の緊急点検等	国民保護法第139条（応急の復旧）		
				(2) 通信機器の応急の復旧			
				(3) 都に対する支援要請	国民保護法第140条（応急の復旧に関する支援の求め）		
			2 公共的施設の応急の復旧		国民保護法第139条（応急の復旧）		
	第2章 武力攻撃災害の復旧				(1) 国における所要の法制の整備等	国民保護法第141条（武力攻撃災害の復旧）	
					(2) 区が管理する施設および設備の復旧		
	第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等			1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	(1) 国に対する負担金の請求方法	国民保護法第168条（国及び地方公共団体の費用の負担） 【※参照】 国民保護法施行令第47条（国が負担する費用） 国民保護法施行令第48条（政令で定める手当） 国民保護法施行令第49条（地方公共団体の管理及び行政事務の執行に要する費用） 国民保護法施行令第50条（施設の管理者として行う事務に要する費用） 国民保護法施行令第51条（地方公共団体が負担する共同訓練費用）	
					(2) 関係書類の保管		
				2 損失補償および損害補償	(1) 損失補償	国民保護法第159条第1項（損失補償等） 【※参照】 国民保護法第76条（市町村長による救援の実施等） 国民保護法第81条第2項（物資の売渡しの要請等） 国民保護法施行令第11条（市町村長による救援の実施に関する事務の実施） 国民保護法施行令第40条（損失補償の申請手続）	災害対策基本法第64条第7項・第8項（応急公用負担等）、第76条の3第2項～第4項 災害救助法第24条～第27条、第30条第1項 災害救助法施行令第10条～第12条、第23条
					(2) 損害補償	国民保護法第160条（損害補償） 国民保護法第70条第1項・第3項（避難住民の誘導への協力） 国民保護法第80条第1項（救援への協力） 国民保護法第115条第1項（消火、負傷者の搬送、被災者の救助等への協力） 国民保護法第123条第1項（保健衛生の確保への協力） 【※参照】 国民保護法第76条（市町村長による救援の実施等） 国民保護法施行令第11条（市町村長による救援の実施に関する事務の実施） 国民保護法施行令第43条（損害補償の額） 国民保護法施行令第44条（損害補償の申請手続）	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令 消防法第25条第1項・第2項（消防作業に従事した者）、第29条第5項（消防作業に従事した者）、第30条の2（準用）、第35条の7第1項（救急業務に協力した者）、第36条（準用） 水防法第24条（水防に従事した者） 災害救助法第24条～第27条、第30条第1項 災害救助法施行令第10条、第11条、第12条、第23条 災害救助法施行令中「扶助金に係る規定の例」
				3 総合調整および指示に係る損失の補てん	国民保護法第161条第2項・第3項（総合調整及び指示に係る損失の補てん） 【※参照】 国民保護法施行令第45条（損失補てんの対象） 国民保護法施行令第46条（損失補てんの手続）		
第5編 大規模テロ等（緊急対処事態）への対処				第1章 初動対応力の強化		1 危機管理体制の強化	(1) 大規模集客施設等との連携
	(2) 医療機関、大学および研究機関等との連携						
	(3) 施設管理者の危機管理の強化						
	2 対処マニュアルの整備	(1) テロ等の類型に応じた対処マニュアルの整備					
		(2) 施設管理者の対処マニュアルの整備促進					
	3 発現場における連携協力のための体制づくり	(1) 大規模集客施設等との連携					
		(2) 現地連絡調整所の運営等に関する協議					
4 不特定多数の人々への情報伝達手段の確保							
5 装備・資材の備蓄							
6 訓練等の実施							
7 住民等への啓発							

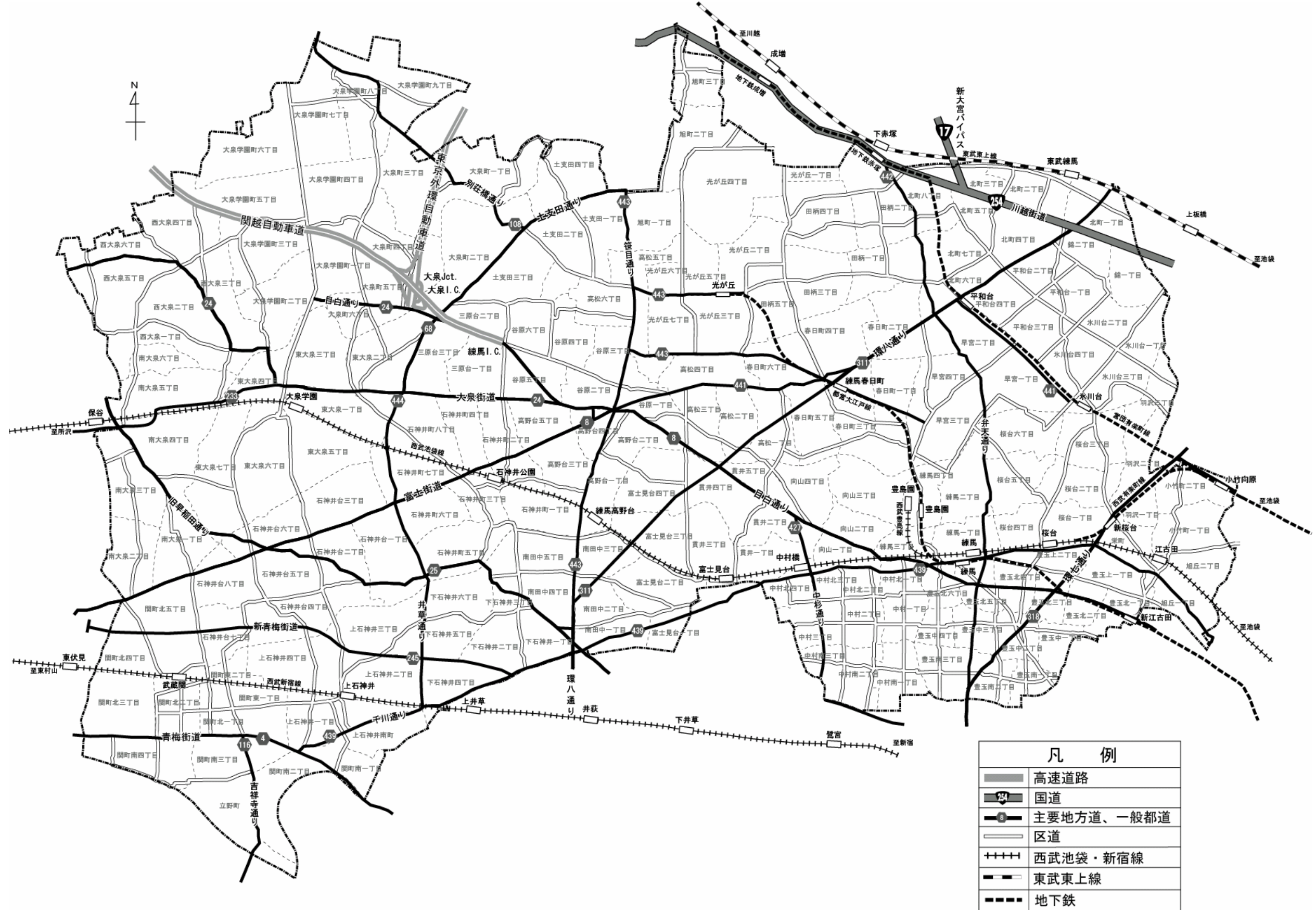
練馬区国民保護計画体系					関連する国民保護法等の規定	その他主な関連法令等		
編	章	項	目	項目				
第5編 大規模テロ等（緊急対処事態）への対処（続き）	第2章 通常時における情報収集		1 危機情報等の把握・活用		国民保護法第178条（市町村の実施する緊急対処保護措置） 国民保護法第183条（準用）			
			2 危機情報等の共有					
			3 警戒対応					
		第3章 発生時の対処		1 区対策本部の設置指定が行われている場合				
				2 区対策本部の設置指定が行われていない場合				
				3 区災害対策本部等による対応		(1) 危機情報の収集		
	(2) 現地連絡調整所の設置等							
	(3) 応急措置							
	4 区対策本部への移行							
	第4章 大規模テロ等の類型に応じた対処		1 危険物質を有する施設への攻撃	(1) 攻撃による影響				
				(2) 平素の備え				
				(3) 対処上の留意事項				
			2 大規模集客施設等への攻撃	(1) 攻撃による影響				
				(2) 平素の備え				
				(3) 対処上の留意事項				
			3 大量殺傷物質による攻撃（ダーティボム）	(1) 攻撃による影響				
				(2) 平素の備え				
				(3) 対処上の留意事項				
			4 大量殺傷物質による攻撃（生物剤）	(1) 攻撃による影響				
				(2) 平素の備え				
				(3) 対処上の留意事項				
			5 大量殺傷物質による攻撃（化学剤）	(1) 攻撃による影響				
				(2) 平素の備え				
				(3) 対処上の留意事項				
6 交通機関を破壊手段とした攻撃			(1) 攻撃による影響					
			(2) 平素の備え					
			(3) 対処上の留意事項					

2 地理的・社会的特徴

資料2-1 地形



資料2-2 区内主要道路・鉄道網



資料 2-3 昼間人口

地域名	昼間人口		面積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)	夜間人口 (人)	昼間人口 指 数
	(人)	構成比(%)				
総数	507,286	100.0	48.16	10,533	654,150	78
旭丘	9,017	1.8	0.41	21,993	7,277	124
小竹町	4,876	1.0	0.52	9,377	8,446	58
栄町	3,577	0.7	0.17	21,041	3,374	106
羽沢	6,881	1.4	0.47	14,640	6,126	112
豊玉上	11,151	2.2	0.32	34,847	5,486	203
豊玉中	6,044	1.2	0.55	10,989	9,001	67
豊玉南	6,002	1.2	0.47	12,770	6,581	91
豊玉北	20,791	4.1	0.81	25,668	15,473	134
中村	5,259	1.0	0.50	10,518	8,481	62
中村南	4,934	1.0	0.52	9,488	8,050	61
中村北	9,104	1.8	0.45	20,231	8,695	105
桜台	13,587	2.7	1.39	9,775	23,272	58
練馬	10,445	2.1	0.80	13,056	13,249	79
向山	5,634	1.1	0.76	7,413	9,962	57
貫井	14,857	2.9	1.08	13,756	17,738	84
錦	3,336	0.7	0.35	9,531	5,518	60
氷川台	8,390	1.7	0.78	10,756	11,319	74
平和台	6,997	1.4	0.73	9,585	10,589	66
早宮	11,885	2.3	1.19	9,987	16,864	70
春日町	15,703	3.1	1.77	8,872	22,295	70
高松	14,310	2.8	1.39	10,295	13,760	104
北町	21,141	4.2	1.64	12,891	25,909	82
田柄	17,063	3.4	1.68	10,157	25,469	67
光が丘	21,066	4.2	1.68	12,539	33,857	62
旭町	9,318	1.8	0.78	11,946	12,516	74
土支田	8,389	1.7	1.17	7,170	10,675	79
富士見台	8,314	1.6	0.96	8,660	14,259	58
南田中	7,901	1.6	0.92	8,588	10,647	74
高野台	9,880	1.9	0.92	10,739	11,659	85
谷原	8,751	1.7	1.13	7,744	9,455	93
三原台	6,215	1.2	0.64	9,711	8,367	74
石神井町	19,174	3.8	1.95	9,833	23,399	82
石神井台	17,655	3.5	2.25	7,847	28,109	63
上石神井	16,948	3.3	1.35	12,554	18,970	89
上石神井南町	947	0.2	0.18	5,261	1,972	48
下石神井	9,720	1.9	1.17	8,308	16,119	60
立野町	2,868	0.6	0.36	7,967	4,268	67
関町東	2,917	0.6	0.32	9,116	4,437	66
関町北	16,157	3.2	1.34	12,057	18,514	87
関町南	11,210	2.2	1.05	10,676	16,423	68
東大泉	29,817	5.9	2.43	12,270	30,686	97
西大泉町	12	0.0	0.01	1,200	17	71
西大泉	12,240	2.4	1.81	6,762	20,205	61
南大泉	14,160	2.8	1.80	7,867	24,401	58
大泉町	15,191	3.0	2.09	7,268	21,008	72
大泉学園町	27,449	5.4	3.22	8,525	31,253	88

※ 1 昼間人口：従業、通学による移動を考慮した昼間の人口。

2 昼間人口比率＝昼間人口÷夜間人口×100

(平成12年国勢調査に基づき推計)

資料 2-4 夜間人口

地域名	人口		人口密度 (人/㎢)	1世帯当り人員
	(人)	構成比(%)		
総数	692,225	100.0	14,373	2.22
旭丘	7,595	1.1	18,524	1.68
小竹町	8,737	1.3	16,802	1.80
栄町	3,733	0.5	21,959	1.66
羽沢	6,628	1.0	14,102	1.94
豊玉上	5,824	0.8	18,787	1.63
豊玉中	9,495	1.4	17,583	1.97
豊玉南	7,778	1.1	16,909	2.14
豊玉北	16,897	2.4	20,606	1.76
中村	9,040	1.3	18,080	2.13
中村南	9,223	1.3	17,737	2.16
中村北	9,893	1.4	21,984	1.89
桜台	24,712	3.6	17,778	1.97
練馬	14,149	2.0	17,686	1.83
向山	10,370	1.5	13,645	2.09
貫井	18,727	2.7	16,661	2.04
錦	5,566	0.8	15,834	2.18
氷川台	12,464	1.8	14,641	2.12
平和台	12,060	1.7	14,756	2.34
早宮	18,087	2.6	14,228	2.34
春日町	24,247	3.5	12,789	2.31
高松	15,211	2.2	9,981	2.57
北町	25,693	3.7	15,907	2.11
田柄	27,395	4.0	15,375	2.49
光が丘	31,448	4.5	20,338	2.63
旭町	12,530	1.8	16,306	2.21
土支田	11,857	1.7	9,064	2.70
富士見台	14,916	2.2	14,929	2.37
南田中	11,218	1.6	11,528	2.26
高野台	12,746	1.8	12,604	2.33
谷原	10,258	1.5	8,371	2.56
三原台	9,211	1.3	13,314	2.50
石神井町	25,471	3.7	12,097	2.09
石神井台	29,646	4.3	12,542	2.45
上石神井	19,276	2.8	14,127	2.06
上石神井南町	2,022	0.3	10,961	2.31
下石神井	16,667	2.4	13,921	2.31
立野町	4,326	0.6	11,883	2.28
関町東	5,367	0.8	14,375	2.04
関町南	17,144	2.5	15,658	2.38
関町北	20,825	3.0	13,792	2.22
東大泉	32,303	4.7	12,694	2.26
西大泉町	18	0.0	1,700	2.43
西大泉	20,867	3.0	11,140	2.68
南大泉	25,368	3.7	13,613	2.54
大泉町	22,120	3.2	10,144	2.75
大泉学園町	33,097	4.8	9,741	2.65

※夜間人口：常住地による人口（一般にいう人口）。

（平成17年国勢調査速報値）

3 総則、組織運営事項

[条例、規則等]

資料3-1 練馬区国民保護対策本部および緊急対処事態対策本部条例

平成18年3月20日

条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条および法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、練馬区国民保護対策本部（以下「保護本部」という。）および練馬区緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(職員)

第2条 保護本部に国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）、国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）および国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）のほか、必要な職員を置く。

(組織)

第3条 保護本部に本部長室および部を置く。

2 部に部長を置く。

3 本部長室および部に属すべき保護本部の職員は、練馬区規則で定める。

(職務)

第4条 本部長は、保護本部の事務を総括し、保護本部の職員を指揮監督する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときには、その職務を代理する。

3 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理する。

4 本部員は、本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。

5 その他の保護本部の職員は、部長の命を受け、部の事務に従事する。

(会議)

第5条 本部長は、保護本部における情報交換および連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、保護本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第28条第6項の規定に基づき、国の職員その他練馬区の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(現地対策本部)

第6条 国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部

長が指名する者をもって充てる。

2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第7条 第2条から前条までに定めるもののほか、保護本部に関し必要な事項は、練馬区規則で定める。

(準用)

第8条 第2条から前条までの規定は、練馬区緊急対処事態対策本部について準用する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

資料 3 - 2 練馬区国民保護協議会条例

平成18年3月20日
条例第3号

(目的)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第8項の規定に基づき、練馬区国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織および運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員および専門委員)

第2条 協議会の委員の総数は、50人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第5条 協議会に、幹事を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、区長が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員および専門委員を補佐する。

(部会)

第6条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員および専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(雑則)

第7条 第2条から前条までに定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

この条例は、交付の日から施行する。

[関係機関連絡先]

資料 3-3 主な関係機関連絡先

機関名	連絡責任者	N T T 電話	地域防災無線
練馬区	安全・安心担当課長	3993-1111	都 320-611
警視庁第十方面本部	警備担当管理官 担当主任	3900-0197	
練馬警察署	警備課、 警備係長	3994-0110	ねりま811
光が丘警察署	警備課、 警備係長	5998-0110	ねりま812
石神井警察署	警備課、 警備係長	3904-0110	ねりま813
東京消防庁 第十方面本部	指揮隊長	3996-0119	
練馬消防署	警防課長、 大隊長	3994-0119	ねりま801
光が丘消防署	警防課長、 大隊長	5997-0119	ねりま802
石神井消防署	警防課長、 大隊長	3995-0119	ねりま803
陸上自衛隊第一師団	第3部長、 防衛班長	3933-1161	
東京都建設局 第四建設事務所	副所長、 庶務係長	5978-1702	都 394-611
東京都水道局北部支所	庶務係長	3999-3121	ねりま821 都 4730-1
東京都下水道局 西部第二管理事務所	庶務係長	3969-2311	都 4798-1
東京都交通局 都庁前駅務管理所	練馬駅務区長	5999-8711	
(株) NTT 東日本ー東 京北	総務担当課長	5386-9111	
東日本高速道路(株) 所沢管理事務所	助役	0429-44-4111	
東京電力(株) 荻窪支社	営業グループマネージャー	3990-4105	ねりま831
東京ガス(株) 北部支店	総務広報部長	5974-2120	ねりま841
東武鉄道(株)	東武練馬駅長	3933-6384	
西武鉄道(株)	池袋駅管区長	3994-9980	
東京地下鉄(株)	小竹向原駅区長	3958-0528	
練馬区医師会	事務局長	3997-7500	ねりま861
日大光が丘病院		3979-3611	ねりま871
順天堂練馬病院		5923-3111	ねりま261

※「都 000-0000」は東京都防災行政無線の番号。

(「練馬区地域防災計画」より)

4 避難

資料 4 - 1 緊急道路障害物除去路線

	選定基準		除去分担	路線例
	目的	幅員		
東京都	(a) 緊急交通路の路線 (b) 緊急物資輸送ネットワークの路線 (c) 避難場所に接続する応急対策活動のための路線 (d) (a) (b) (c) と主要公共施設（病院等）、警察署及び消防署等を結ぶ路線	原則として15m以上	東京都 関東地方整備局 東日本高速道路(株)	環状7号、環状8号、青梅街道、新青梅街道、目白通り等、都道15路線、区道11路線、計26路線 川越街道 関越自動車道、東京外環自動車道
練馬区	避難所から幅員8m以上の道路に到達する距離が150mを超える路線		練馬区	34路線 (資料4-2参照)

(「練馬区地域防災計画」より)

資料4-2 区が分担する緊急道路障害物除去路線（土木出張所別）

No	学校名	所在	担当土木主張所	最寄主要路線名及び幅員m	道路啓開延長m	道路幅員m	啓開道路現況%	備考
1	旭丘小	旭丘2-21-1	第一土木	千川通り(15.0)	250	3.5～6.0	住宅85 学校15	西武鉄道踏切あり
2	開進第二小	桜台5-10-5	第一土木	桜台通り(8.0)	310	5.4～5.9	住宅100	
3	開進第四小	羽沢2-33-1	第一土木	環状7号線(27.5)	430	4.0～5.8	住宅70. 病院・駐車場30	
4	旭丘中	旭丘2-40-1	第一土木	千川通り(15.0)	380	3.5～6.0	住宅55. 学校・駐車場45	西武鉄道踏切あり
5	貫井中	貫井2-14-13	第一土木	目白通り(25.0)	300	3.0～5.7	住宅75 学校25	
6	北町西小	北町7-3-8	第二土木	主要区道72号線(11)	220	6.0～9.5	住宅80. 空地・畑20	
7	練馬東小	春日町1-30-1	第二土木	環状8号線(25)	320	5.0～6.0	住宅70. 空地・畑30	
8	豊溪小	土支田2-26-28	第二土木	笹目通り(25)	380	6.0	住宅80. 空地・畑20	
9	旭町小	旭町2-29-1	第二土木	補助302号線(21)	250	6.0～7.9	住宅90. 空地10	
10	春日小	春日町5-12-1	第二土木	豊島園通り(8)	330	3.6～4.7	住宅70. 空地・畑30	
11	八坂小	土支田4-48-1	第二土木	土支田通り(11)	650	5.0～6.1	住宅50. 空地・畑50	八坂中グラウンド通過
12	豊溪中	旭町3-5-1	第二土木	川越街道(25)	410	5.9～6.0	住宅90. 空地10	
13	八坂中	土支田4-47-21	第二土木	土支田通り(11)	490	5.0～6.1	住宅50. 空地・畑50	
14	石神井東小	南田中3-9-1	第三土木	笹目通り(25)	410	4.9～6.0	住宅90. 空地10	
15	石神井台小	石神井台8-6-23	第三土木	主要区道38号線(8)	160	5.4～5.5	住宅30. 空地・畑70	
16	下石神井小	下石神井2-20-8	第三土木	新青梅街道(15)	350	5.4～5.5	住宅100	
17	光和小	石神井町2-16-34	第三土木	富士街道(12)	180	6.5～6.8	住宅100	
18	北原小	谷原4-9-1	第三土木	主要区道71号線(10.5)	280	2.9～6.0	住宅80. 空地・畑20	
19	立野小	立野町17-13	第三土木	補助135号線(11)	190	5.0～6.0	住宅100	
20	泉新小	三原台3-18-10	第三土木	目白通り(25)	235	4.5～7.0	住宅60. 空地・畑40	
21	南田中小	南田中5-15-37	第三土木	笹目通り(37)	320	4.5～5.3	住宅90. 空地・畑10	
22	南が丘小	南田中2-13-1	第三土木	笹目通り(25)	240	4.8～5.4	住宅60. 空地40	
23	富士見台小	富士見台4-16-10	第三土木	区道11-363号線(8)	350	4.7～7.7	住宅100. 橋梁(1) 5	

No.	学校名	所在	担当土木主張所	最寄主要路線名及び幅員m	道路啓開延長m	道路幅員m	啓開道路現況%	備考
24	石神井西中	関町南3-10-3	第三土木	補助135号線(11)	335	5.4～7.4	住宅95. 空地5	
25	石神井南中	下石神井2-7-23	第三土木	千川通り(12.6)	235	5.4～5.7	住宅100	
26	谷原中	谷原4-10-5	第三土木	主要区道71号線(10.5)	260	6.0	住宅70. 空地30	
27	三原台中	三原台3-13-41	第三土木	土支田通り(9.5)	235	3.9～6.0	住宅100	
28	大泉東中	東大泉1-22-1	第四土木	補助156号線(14.7)	250	4.0～6.0	建物利用率60 ブロック塀130m	区道109, 363
29	大泉西中	西大泉4-25-1	第四土木	主要区道69号線(9.6)	170	6.0	建物利用率40 ブロック塀190m	区道267, 331
30	大泉南小	東大泉6-28-1	第四土木	大泉学園通り(8.1)	420 (220大二中内)	6.0	建物利用率80 ブロック塀120m	区道193, 339
31	大泉学園緑小	大泉学園町5-11-47	第四土木	大泉学園通り(12.5)	180	4.0～5.0	建物利用率100 ブロック塀120m	区道235, 238
32	橋戸小	大泉町2-11-25	第四土木	目白通り(25)	370	6.0～7.4	建物利用率50 ブロック塀70m	区道103都道
33	大泉西小	西大泉3-19-27	第四土木	都道練馬所沢線(10)	230	5.0	建物利用率50 ブロック塀100m	区道213
34	大泉学園中	大泉学園町4-17-32	第四土木	大泉学園通り(12.5)	270	5.1～5.4	建物利用率90 ブロック塀90m	区道167

(「練馬区地域防災計画資料編」より)

5 救援・医療等

資料5-1 避難所一覧（練馬エリア 33箇所）

学校名	NTT電話	体育館面積(m ²)	体育館滞在者数(人)	使用教室数(室)	教室滞在者数(人)	合計滞在者数(人)
旭丘小学校	3957-2151	504	252	12	378	630
小竹小学校	3956-8391	504	252	12	378	630
旭丘中学校	3957-3133	570	285	10	315	600
開進第三小学校	3993-4263	459	230	12	378	608
開進第四小学校	3993-6153	504	252	12	378	630
開進第三中学校	3993-4266	638	319	9	283	602
開進第四中学校	3993-1481	1,106	553	2	63	616
南町小学校	3993-2438	572	286	10	315	601
開進第二小学校	3993-2425	532	266	11	346	612
向山小学校	3999-9145	504	252	12	378	630
開進第二中学校	3993-1348	850	425	6	189	614
開進第一小学校	3932-3170	768	384	7	220	604
仲町小学校	3932-5360	504	252	12	378	630
早宮小学校	3993-5165	504	252	12	378	630
開進第一中学校	3993-2417	1106	553	2	63	616
春日小学校	3926-7102	504	252	12	378	630
練馬小学校	3990-4244	768	384	7	220	604
練馬東小学校	3990-9142	768	384	7	220	604
高松小学校	3999-3376	504	252	12	378	630
練馬中学校	3990-5451	1,090	545	2	63	608
練馬東中学校	3998-0231	894	447	5	157	604
中村小学校	3990-4241	504	252	12	378	630
中村西小学校	3990-4237	522	261	11	346	607
練馬第二小学校	3990-4247	504	252	12	378	630
練馬第三小学校	3970-5641	532	266	11	346	612
中村中学校	3990-4436	1,075	538	2	63	601
貫井中学校	3990-6412	1,106	553	2	63	616
豊玉小学校	3993-4286	768	384	7	220	604
豊玉第二小学校	3993-0421	532	266	11	346	612
豊玉東小学校	3993-4217	504	252	12	378	630
豊玉南小学校	3993-6425	768	384	7	220	604
豊玉中学校	3994-1451	618	309	10	315	624
豊玉第二中学校	3993-4212	540	270	11	346	616
合計		22,126	11,064	294	9,255	20,319

（「練馬区地域防災計画」より）

資料5-2 避難所一覧（光が丘エリア 33箇所）

学校名	NTT電話	体育館面積(m ²)	体育館滞 在者数(人)	使用教室 数(室)	教室滞 在者数(人)	合計滞 在者数(人)
北町西小学校	3932-7234	504	252	12	378	630
北町小学校	3932-3296	504	252	12	378	630
北町中学校	3932-7231	1075	538	2	63	601
豊溪小学校	3925-2444	495	230	12	378	608
大泉第一小学校	3925-2455	576	288	10	315	603
八坂小学校	3922-7625	504	252	12	378	630
八坂中学校	3924-0399	796	398	7	220	618
谷原小学校	3997-3271	504	252	12	378	630
北原小学校	3904-5172	504	252	12	378	630
光和小学校	3997-3261	504	252	12	378	630
谷原中学校	3995-8036	558	279	11	346	625
富士見台小学校	3998-6351	504	252	12	378	630
石神井東小学校	3997-3312	468	234	12	378	612
南田中小学校	3997-1145	504	252	12	378	630
石神井東中学校	3996-2157	558	279	11	346	625
光が丘第六小学校	5998-0501	768	384	7	220	604
光が丘第三小学校	3976-6191	504	252	12	378	630
光が丘第四小学校	3976-5861	504	252	12	378	630
光が丘第五小学校	3976-7261	522	261	11	346	607
光が丘第二中学校	3976-9202	1,106	553	2	63	616
光が丘第三中学校	3977-3521	863	432	6	189	621
光が丘第一小学校	3976-2711	504	252	12	378	630
光が丘第二小学校	3976-9102	768	384	7	220	604
旭町小学校	3939-0362	504	252	12	378	630
豊溪中学校	3939-0245	558	279	10	315	594
光が丘第一中学校	3976-5871	638	319	9	283	602
田柄小学校	3939-0351	532	266	11	346	612
田柄第二小学校	3938-8826	768	384	7	220	604
田柄第三小学校	3977-5373	504	252	12	378	630
光が丘第七小学校	3976-6331	725	363	8	252	615
光が丘第八小学校	5997-4828	768	384	7	220	604
田柄中学校	3990-4403	1,106	553	2	63	616
光が丘第四中学校	3976-5891	616	308	10	315	633
合計		20,816	10,392	318	10,012	20,414

（「練馬区地域防災計画」より）

資料5-3 避難所一覧（石神井・大泉・関町エリア 37箇所）

学校名	NTT電話	体育館面積(m ²)	体育館滞在者数(人)	使用教室数(室)	教室滞在者数(人)	合計滞在者数(人)
南が丘中学校	3904-5782	982	491	4	126	617
下石神井小学校	3997-5241	486	243	12	378	621
南が丘小学校	3904-1282	486	243	12	378	621
石神井南中学校	3997-3315	558	279	11	346	625
三原台中学校	3925-9564	540	270	11	346	616
泉新小学校	3925-4343	504	252	12	378	630
橋戸小学校	3925-8620	560	280	11	346	626
大泉北小学校	3925-5912	504	252	12	378	630
大泉北中学校	3925-9230	814	407	7	220	627
大泉南小学校	3922-1371	504	252	12	378	630
大泉第二小学校	3924-2127	504	252	12	378	630
大泉第六小学校	3925-2471	504	252	12	378	630
大泉東小学校	3922-1355	504	252	12	378	630
大泉第二中学校	3922-0165	960	480	4	126	606
上石神井北小学校	3920-1011	704	352	8	252	604
石神井小学校	3997-3277	768	384	7	220	604
石神井台小学校	3928-7124	504	252	12	378	630
上石神井小学校	3920-0805	504	252	12	378	630
石神井中学校	3997-3131	1,106	553	2	63	616
上石神井中学校	3920-1126	576	288	12	315	603
大泉学園緑小学校	3925-7233	504	252	12	378	630
大泉学園小学校	3923-0006	504	252	12	378	630
大泉学園桜小学校	3924-6711	504	252	12	378	630
大泉学園中学校	3925-4492	616	308	10	315	623
大泉学園桜中学校	3924-1126	558	279	11	346	625
大泉小学校	3924-0144	504	252	12	378	630
大泉第三小学校	3925-2466	504	252	12	378	630
大泉第四小学校	3925-2478	744	384	7	220	604
大泉西小学校	3925-5832	504	252	12	378	630
大泉中学校	3924-0771	700	350	8	252	602
大泉西中学校	3921-7101	558	279	11	346	625
関町北小学校	3920-1027	504	252	12	378	630
関町小学校	3929-1290	504	252	12	378	630
石神井西小学校	3920-0382	504	252	12	378	630
立野小学校	3920-9101	672	336	7	283	619
石神井西中学校	3920-1034	1,019	510	3	94	604
関中学校	3929-0048	558	279	11	346	625
合計		22,533	11,279	373	11,744	23,023

（「練馬区地域防災計画」より）

資料5-4 5000㎡以上のオープンスペースのある公共施設

(単位：㎡)

	名称	所在地	所有	種別	地積	建物延べ面積	差
1	徳殿公園	豊玉南 1-16-1	区	公園	6,269	9	6,260
2	学田公園	豊玉南 3-32-27	区	公園	10,886	13	10,873
3	高稲荷公園	桜台 6-40-1	区	公園	7,218	11	7,207
4	武蔵関公園	関町北 3-45-1	区	公園	47,392	214	47,178
5	大泉公園	大泉学園町 6-26-26	区	公園	11,910	25	11,885
6	大泉交通公園	南大泉 6-16-1	区	公園	8,233	139	8,103
7	池淵史跡公園	石神井町 5-12-20	区	公園	7,737	0	7,737
8	四季の香公園	光が丘 6-2-1	区	公園	29,584	1,477	28,107
9	夏の雲公園	光が丘 3-4-1	区	公園	23,400	34	23,366
10	春の雲公園	光が丘 7-4-1	区	公園	23,886	24	23,862
11	三原台公園	三原台 3-7-34	区	公園	5,501	0	5,501
12	秋の陽公園	光が丘 2-5-2	区	公園	18,200	0	18,200
13	立野町公園	立野町 32	区	公園			21,633
14	高野台運動場	高野台 3-8-8	区	スポーツ施設	10,536	148	10,388
15	北大泉野球場	大泉町 3-31-44	区	スポーツ施設	14,133	119	14,014
16	東台野球場	石神井町 1-11-32	区	スポーツ施設	12,029	53	11,976
17	練馬総合運動場	練馬 2-29-10	区	スポーツ施設	39,449	377	39,072
18	石神井公園	石神井台 1・2 丁目 石神井町 5 丁目	都	都立公園			180,532
19	城北中央公園	氷川台 1 丁目	都	都立公園			205,637
20	光が丘公園	光が丘 2・4 丁目 旭町 2 丁目	都	都立公園			605,346
21	大泉中央公園	大泉学園町 9 丁目	都	都立公園			103,000
						計	1,389,877

(注1)練馬総合運動場は、都有地(677.14㎡)を含む。

(注2)城北中央公園は、板橋区分(103,083㎡)を含む。

(注3)光が丘公園は、板橋区分(8,649㎡)を含む。

(「練馬区地域防災計画資料編」より)

資料5-5 遺体安置所

遺体安置所は、死亡者が少数の場合は既存の葬祭施設を利用します、死亡者が多数に及んだ場合は、次の体育館を利用するか、または状況によって公園等を遺体安置所にあてます。

	体育館名	延床面積	収容可能遺体数(床面積÷8㎡)
練馬警察署管内	桜台	1,359.63㎡	170人
光が丘警察署管内	光が丘	8,786.80㎡	1,098人
石神井警察署管内	上石神井	4,233.51㎡	529人
	大泉学園町	4,634.47㎡	579人

二段書きの場合は、原則として上段を優先します。

なお、練馬警察署管内では、今後建設される(仮称)豊玉中村体育館完成後は、遺体安置所として指定し、桜台体育館を予備とする予定です。

(「練馬区地域防災計画」より)

資料5-6 火葬場

(平成18年3月現在)

	名称	所在地	NTT電話	設置者
23区	瑞江葬儀所	江戸川区春江町3-26-1	03(3670)0131	東京都
	町屋斎場	荒川区町屋1-23-4	03(3892)0311	東京博善株式会社
	落合斎場	新宿区上落合3-34-12	03(3361)4042	
	代々幡斎場	渋谷区西原2-42-1	03(3466)1006	
	四ツ木斎場	葛飾区白鳥2-9-1	03(3601)0424	
	桐ヶ谷火葬場	品川区西五反田5-32-20	03(3491)0213	
	堀ノ内斎場	杉並区梅里1-2-27	03(3311)2324	
	戸田葬祭場	板橋区舟渡4-15-1	03(3966)4242	株式会社戸田葬祭場
	臨海斎場	大田区東海1-3	03(5755)2833	臨海部広域斎場組合
多摩地区	青梅市火葬場	青梅市長淵5-743	0428(22)3918	青梅市
	瑞穂斎場組合	瑞穂町大字富士山栗原新田244	042(557)0064	瑞穂斎場組合
	思い出を語るロマンの柱ひので斎場	日の出町大字平井字谷戸3092	042(597)2131	秋川流域斎場組合
	八王子市斎場	八王子市山田町1681-2	0426(64)5707	八王子市
	日野市営火葬場	日野市多摩平3-28-8	042(581)4111	日野市
	南多摩斎場組合	町田市上小山田町2147	042(797)7641	南多摩斎場組合
	立川・昭島・国立火葬場	立川市羽衣町3-20-18	042(522)2730	立川・昭島・国立火葬場組合
	日華多磨火葬場	府中市多磨町2-1-1	042(361)2174	株式会社日華
府中の森市民聖苑	府中市浅間町1-3	042(367)7788	府中市	

(「東京都国民保護計画資料編」より)

6 安否情報の収集・提供

資料6-1 安否様式第1号（第1条関係）

安否情報収集様式(避難住民・負傷住民)

記入日時（ 年 月 日 時 分）

①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年 月 日
④男女の別	男 女
⑤住所（郵便番号を含む。）	
⑥国籍	日本 その他（ ）
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
⑨負傷又は疾病の状況	
⑩現在の居所	
⑪連絡先その他必要事項	
⑫親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※備考	

(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

資料6-2 安否様式第2号(第1条関係)

安否情報収集様式(死亡住民)

記入日時(年 月 日 時 分)

①氏名	
②フリガナ	
③出生の年月日	年 月 日
④男女の別	男 女
⑤住所(郵便番号を含む。)	
⑥国籍	日本 その他()
⑦その他個人を識別するための情報	
⑧死亡の日時、場所及び状況	
⑨遺体が安置されている場所	
⑩連絡先その他必要情報	
⑪①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
※備考	

(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援(物資、医療の提供等)や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に御記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

(注5) ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

資料6-4 安否様式第4号(第3条関係)

安否情報照会書

総務大臣 (都道府県知事) 殿 (市町村長)		年 月 日
申請者 住 所 (居所) _____ 氏 名 _____		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 (○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。)	① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民)であるため。 ③ その他 ()	
備 考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 その他 ()
	その他個人を識別するための情報	
※ 申請者の確認		
※ 備 考		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
 4 ※印の欄には記入しないで下さい。

資料6-5 安否様式第5号（第4条関係）

安否情報回答書

年 月 日		
殿		
総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)		
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 その他 ()
	その他個人を識別するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
連絡先その他必要情報		

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
 - 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
 - 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

7 被災情報の収集・報告

資料7-1 被災情報の報告様式

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）							
平成 年 月 日 時 分 〇〇区市町村							
1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）							
(1) 発生日時 平成 年 月 日							
(2) 発生場所 〇〇区△△町A丁目B番C号（北緯 度、東経 度）							
2 発生した武力攻撃災害の状況の概要							
3 人的・物的被害状況							
区市町村名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
	(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)	

※ 可能な場合、死者について、死亡地の区市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

区市町村名	年月日	性別	年齢	概況

（「東京都国民保護計画」より）

8 武力攻撃事態 4 類型

資料 8-1 武力攻撃事態 4 類型

- 武力攻撃事態とは、我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態、又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められる事態をいう。類型ごとの主な特徴は、次のとおり

事態類型	特徴
<p>1 着上陸侵攻</p> <p>・ 多数の船舶等をもって沿岸部に直接上陸して、我が国の国土を占領する攻撃</p>	<p>《攻撃目標となりやすい地域》</p> <p>○ 船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。</p> <p>○ 航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には特に目標となりやすいと考えられる。なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。</p> <p>《想定される主な被害》</p> <p>○ 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。</p> <p>《被害の範囲・期間》</p> <p>○ 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。</p> <p>《事態の予測・察知》</p> <p>○ 攻撃国の船舶、戦闘機の集結の状況、進行方向等から、事前予測が可能である。</p>
<p>2 グリラや特殊部隊による攻撃</p> <p>・ 比較的少数の特殊部隊等を潜入させ、重要施設への襲撃や要人の暗殺等を実施する攻撃</p>	<p>《攻撃目標となりやすい地域》</p> <p>○ 都市部の政治経済の中核、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要である。</p> <p>《想定される主な被害》</p> <p>○ 少人数のグループにより行われ、使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。</p> <p>《被害の範囲・期間》</p> <p>○ 被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定される。</p> <p>《事態の予測・察知》</p> <p>○ 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。</p>

事態類型	特 徴
<p>3 弾道ミサイル攻撃</p> <p>・ 弾道ミサイルを使用して我が国を直接打撃する攻撃</p>	<p>《攻撃目標となりやすい地域》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。 <p>《想定される主な被害》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 通常弾頭の場合にはNBC弾頭の場合と比較して被害は局限され家屋施設等の破壊、火災等が考えられる。 <p>《被害の範囲・期間》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 弾頭の種類(通常弾頭又はNBC弾頭)により、被害の様相が大きく異なる。ただし、着弾前に弾頭の種類を特定することは困難である。 <p>《事態の予測・察知》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 発射後、極めて短時間で我が国に着弾することが予想される。
<p>4 航空攻撃</p> <p>・ 爆撃機及び戦闘機等で我が国領空に侵入し、爆弾等を投下する攻撃</p>	<p>《攻撃目標となりやすい地域》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば、都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。 <p>《想定される主な被害》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。 <p>《被害の範囲・期間》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。 <p>《事態の予測・察知》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。

(「東京都国民保護計画」より)

9 緊急対処事態 4 類型

資料 9-1 緊急対処事態 4 類型

- 緊急対処事態とは、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて、多数の人を殺傷する行為が発生した事態、又は発生する明白な危険が切迫していると認められる事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。
- 類型ごとの主な特徴は、次のとおり

事態類型	特徴
1 危険物質を有する施設への攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原子力事業所等の破壊が行われた場合、大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばくするとともに、汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。(都内には原子力事業所等は存在しない。) ○ 石油コンビナート及び可燃性ガス貯蔵施設等が爆破された場合、爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。(都内には石油コンビナートは存在しない。) ○ 危険物積載船への攻撃が行われた場合、危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。 ○ ダムの破壊が行われた場合、下流に及ぼす被害(水害)は多大なものとなる。
2 大規模集客施設等への攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模集客施設(ターミナル駅、劇場、大規模な商業施設など)や列車等の爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。
3 大量殺傷物質による攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第4節の「NBCを使用した攻撃」(次頁)と同様の被害を発生させる。
4 交通機関を破壊手段としたテロ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 航空機等による自爆テロが行われた場合、主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。 ○ 攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺にも大きな被害が発生するおそれがある。 ○ 爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動にも支障が生ずる。

(「東京都国民保護計画」より)

10 NBCを使用した攻撃

資料10-1 NBCを使用した攻撃

- 武力攻撃事態、緊急対処事態の各類型において、NBC攻撃（核等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器等による攻撃をいう。以下同じ。）が行われることも考慮する。

その場合の特徴は次のとおり

種別	特徴
■ 核兵器等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 核兵器を用いた攻撃による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物(灰等)や初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射によって生ずる。 ○ ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらす。 ○ 放射性物質又は放射線の存在は五感では感知できない。 ○ 原因となる放射性物質や放射線種の特特定が困難である。
■ 生物兵器等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人に知られることなく散布することが可能である。 ○ 生物兵器が使用されたと判明したときには、感染者が移動することにより、二次的な感染を引き起こし、広範囲に多数の感染者が発生する恐れがある。 ○ 生物兵器としては、一般的に、天然痘、炭疽菌、ペスト等があげられている。
■ 化学兵器等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 急性症状を有する死傷者が発生するが、原因物質の特定は困難である。 ○ 建物屋内や交通機関内部など閉鎖的な空間で発生した場合、多数の死傷者が発生する可能性がある。 ○ 地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は地をほうように広がる。 ○ 特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。 ○ 化学兵器としては、一般的に、サリン、VXガス、マスタードガス、イペリット等があげられている。

（「東京都国民保護計画」より）